

(毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 鳥取県水産製品検査施行手続
- ◇告示 保安林の指定解除
- 建設業者の登録まつ消
- 建設業者の変更登録
- 看護料支給基準の改訂
- 保険医療機関及び保険薬局の指定
- 保険医及び保険薬剤師の登録
- 道路位置の指定
- ひな白痢検査の実施
- 看護料の支給基準
- ◇公告 毒物劇物取扱者試験

訓令

鳥取県訓令第十二号

水産課

鳥取県水産製品検査施行手続を次のように定める。

昭和三十五年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県水産製品検査施行手続

(趣旨)

第一条 鳥取県水産製品検査条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第二十二号。以下「条例」という。)及び同条例施行規則(昭和三十五年六月鳥取県規則第三十一号。以下「規則」という。)に定める水産製品の検査は、この手続により行なうものとする。

(定義)

第二条 この手続において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 水産製品 条例の別表第一に掲げるものをいう。
- 二 証 票 規則第二条に規定する様式第一号の検査証票をいう。

三 規 格 鳥取県水産製品検査規格(昭和三十五

年六月鳥取県告示第三百三十号)をい
う。

(検査の方法)

第三条 検査員は、次の各号に掲げる事項について検査
を行なうものとする。

- 一 現品と検査申請数量との照合
- 二 荷造結束
- 三 量目
- 四 品位

(格付の方法)

第四条 品位の格付は、原料及び製造条件が同じと認め
られる製品の個数に応じて、その平方根以上の数を抽
出し、その試料の品位が適合する規格の等級のうち最
低の等級に格付する。ただし、水産動物油及び海そう
製品については、全数量を検査し格付する。

(荷造、量目の検査)

第五条 包装荷造の検査は、全数量について行ない、量
目の検査は、同一荷造のもの二割以上を抽出して行

なうものとする。

(証票の添付方法)

第六条 検査員は、検査を行なったときは、次の表の上
欄に掲げる種類により、それぞれ下欄に定める様式の
証票を付するものとする。

| 種 | 類 | 様 | 式 |
|-------------------|----------|----|----------|
| 魚類乾製品のうち一〇疋袋入りのもの | 〃 | 規則 | 様式第一号中のロ |
| 〃 | 四疋袋入りのもの | 〃 | ハ |
| その他のもの | 〃 | 〃 | イ |

(指導)

第七条 検査員は、地区内の水産製品の生産状況をは握
するとともに、その製造工程全般について指導を行な
うものとする。

2 品位又は羽筋の異なるものが混入しているときは、
よく選別を行なわせ、品質の向上を図るよう指導しな
ければならない。

(事務処理)

第八条 検査員は、それぞれ別紙様式による検査日誌、
検査受付簿、検査実績一覧簿及び証票受付簿を備え付
けなければならない。

(検査報告)

第九条 検査員は、毎月自己の検査結果について、検査

実績一覧簿に準ずる様式により、翌月十日までに知事
に報告しなければならない。
附 則
この訓令は、公布の日から施行する。

別紙様式

1 検査日誌

| | | | | | | | |
|---------|---|---|---|------|----|----|--------|
| 昭和 | 年 | 月 | 日 | 曜日 | 天候 | 観印 | 検査員氏名印 |
| 業 務 内 容 | | | | | | | |
| 出張者氏名所 | | | | 予定事項 | | | |
| その他 | | | | | | | |

2 検査受付簿

| 整理番号 | 申請者 | 検査品目 | 検査数量 | 検査結果 | 検査手数料 | 備考 |
|------|-----|------|------|------|-------|----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

3 検査実績一覧簿

| 検査年月日 | 品名 | 数量 | 検査結果 | | | | 内訳 | | | 検査手数料 | 備考 | |
|-------|----|----|------|----|----|-----|----|-----|-----|-------|----|--|
| | | | 日本 | 農林 | 規格 | 不合格 | 鳥取 | 県規格 | 不合格 | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

4 証票受払簿

| 月日 | 受 | 払 | 残 | 交付 | 先 | 摘 | 要 | 認 | 印 |
|----|---|---|---|----|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

昭和 年 月 分

告示

鳥取県告示第五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

昭和三十五年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 鳥取市白免字白浜六八八ノ三、六九二、六九三第一（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）所在の森林

指定の目的 飛砂防備のため

解除の理由 道路敷地とするため

申請者 建設省中国地方建設局鳥取工事々務所長

岡島 信夫

二 気高郡気高町大字八束水字大磯二、六七七（次の図に示す部分に限る。）所在の森林

指定の目的 魚つきのため

解除の理由 道路敷地とするため

申請者 建設省中国地方建設局鳥取工事々務所長

岡島 信夫

三 八頭郡若桜町大字岩屋堂字馬場ノ上四六三、四六四、四六六、四七二（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）所在の森林

指定の目的 なだれ防止のため

解除の理由 道路敷地とするため

申請者 建設省中国地方建設局鳥取工事々務所長

岡島 信夫

四 八頭郡若桜町大字中原字下モ田ノ上一、〇〇四ノ二（次の図に示す部分に限る。）所在の森林

指定の目的 落石防止のため

解除の理由 道路敷地とするため

申請者 建設省中国地方建設局鳥取工事々務所長

岡島 信夫

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県庁農林部林務課及び当該保安林所在役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所在地 申請者氏名 まつ消年月日

鳥取県知事登録 昭三四、六、二 西尾工務所 八頭郡智頭町智頭一八一五ノ七 西尾文治 昭三五、九、二六
(ほ) 第三八一号

鳥取県告示第五百十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のように建設業者登録簿に昭和三十三年十月二十五日変更登録した。

昭和三十三年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所在地 申請者氏名

鳥取県知事登録 昭三五、一〇、一三 足 立 組 (新) 境港市弥生町六五 (旧) 境港市明治町七二 足立 潔

鳥取県告示第五百十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第十条及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定による看護の給付を行なう場合の看護料の支給基準を次のように定め、昭和三十三年十一月一日から適用し、昭和三十三年六月鳥取県告示第二百四十八号（健康保険法等の規定に基づく看護料支給基準）は廃止する。

昭和三十三年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一看護料料金表

| 病 類 別 | 一日当り看護料 | |
|---|---------|-------|
| | 看護婦 | 看護補助者 |
| コレラ、痘瘡、発疹チフス、ペスト | 八七〇 | 六九〇 |
| 右記以外の法定伝染病（赤痢（疫痢を含む）、腸チフス、パラチフス、埋紅熱、シフテリア、流行性脳脊髄膜炎、日本脳炎）及び急性灰白髄 | 六九〇 | 五五〇 |
| | | 四八〇 |

炎、開放性結核、結核病棟に収容された非開放性結核患者並びに精神病患者

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 普通病 | 五八〇 | 四六〇 | 四〇〇 |
|-----|-----|-----|-----|

備考

- 1 看護料には食費及び寝具料も含むものとする。
- 2 医師が療養上徹宵看護を必要と認めるときは徹夜勤務として一日当り看護料の二割五分増の加算がでさる。

鳥取県告示第五百十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ第三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十三年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 名称 | 所在地 | 開設者氏名 | 診療科名 | 指定年月日 | 採点表用 |
|--------|---------|--------|------------------|--------|------|
| 宮脇 医院 | 東町二六二 | 宮脇 直一 | 内科、小児科 | 昭和三五、一 | 乙ノ二 |
| 山根 " | 賀露町九九九 | 山根 通子 | " | " | " |
| 井崎 " | 東品治町 | 井崎 太郎 | 胃腸、内、外、肛門、呼吸器科 | " | " |
| 中山 " | 茶町 | 中山 敏逸 | 小児科、内科 | " | " |
| 星野 " | 川端四丁目 | 星野 信敏 | 外、整形、皮フ、泌尿、内、小児科 | " | " |
| 伊藤 " | 元魚町二丁目 | 伊藤 寿美子 | 内科、小児科 | " | " |
| 小橋 " | 吉方町九〇 | 小橋 正夫 | " | " | " |
| 渡辺 病院 | 東町三四七 | 渡辺 元 | 精神、神経科 | " | 甲 |
| 山崎 医院 | 立川町二丁目 | 山崎 武夫 | 性病科、皮フ科、外科、内科 | " | 乙ノ二 |
| 竹内内科 " | 本町四丁目三八 | 竹内 慎治 | 内科、放射線科 | " | " |
| 柴田 医院 | 掛出町 | 柴田 英太郎 | 皮フ、泌尿、性病、外科 | " | " |
| 藤崎 " | 本町四丁目 | 藤崎 郁夫 | 小児科、内科 | " | " |
| 野中 " | 吉方七七一 | 野中 孝明 | 産婦人科 | " | " |
| 伊達外科医院 | 吉方七八九 | 伊達 盛紀雄 | 外、整形外科、皮フ、泌尿器科 | " | " |
| 城野 医院 | 茶町 | 城野 寛 | 内科、外科 | " | " |
| 西尾 " | 瓦町二一九 | 西尾 吉兵衛 | 内、皮フ、泌尿、小児、性病科 | " | " |

| 名称 | 所在地 | 開設者氏名 | 診療科名 | 指定年月日 | 採点表用 |
|---------|------------|--------|-----------------------|--------|------|
| 鳥取共立診療所 | 鳥取市敷片原三八の九 | 玉城 秀雄 | 内、小児、呼吸器、胃腸、放射線科 | 昭和三五、一 | 乙ノ二 |
| 近藤 医院 | 下味野 | 近藤 孝平 | 内科 | " | " |
| 真嶋 " | 上段 | 真嶋 啓治 | 内、小児、皮フ、産婦人科 | " | " |
| 庄司 " | 湖山町 | 庄司 泰子 | 内科、小児科 | " | " |
| 堀内 " | " | 堀内 孝正 | 内、小児、産婦人科 | " | " |
| 田中 " | " | 田中 敏夫 | 内、外、小児科 | " | " |
| 小泉 " | 吉岡温泉町 | 小泉 道徳 | 産婦人科、内科 | " | " |
| 大郷診療所 | 松原一六 | 岸本 春栄 | 内科 | " | " |
| 太田垣医院 | 国安 | 太田垣 豊穂 | " | " | " |
| 渡辺 " | " 七四の一 | 渡辺 藤太郎 | " | " | " |
| 後藤 " | 下魚町 | 後藤 良三 | " | " | " |
| 北垣胃腸科病院 | 庖丁人町 | 北垣 倫夫 | 内、小児、呼吸器、外、皮フ、泌尿、放射線科 | " | " |
| 横田外科医院 | 東品治町 | 横田 浩 | 外科、胃腸科 | " | " |
| 松尾眼科医院 | 行徳三ノ一五 | 松尾 智久三 | 眼科 | " | " |
| 牧野 " | 川外大工町 | 牧野 真人 | " | " | " |

| | | | | | |
|-----------------|----------|--------------|--------------------|--|--|
| 須山 医院 | 東町五五 | 須山 秋子 | 内科、眼科 | | |
| 伊藤 " | 兩三柳 | 伊藤 道子 | 内科、小兒科 | | |
| 阿部耳鼻咽喉科 | 朝日町二八 | 阿部 喜男 | 耳鼻咽喉科 | | |
| 中會 医院 | 角盤町三丁目 | 中會 栄吾 | 産婦人科 | | |
| 田辺 " | 立町二丁目九一 | 田辺 正雄 | 内科、小兒科 | | |
| 世良 " | 立町二丁目六八 | 世良 英弥 | " | | |
| 神外科 " | 内町 | 神 清一 | 外、皮フ、内、性病科 | | |
| 米子医療生活協同組合米子診療所 | 角盤町二丁目二二 | 米子医療生活協同組合 | 内科、放射線科 | | |
| 細田 医院 | 西町八六 | 細田 英明 | 産婦人科 | | |
| 佐古眼科医院 | 加茂町 | 佐古 博愛 | 眼科 | | |
| 医療法人厚生会 森脇病院 | " 一丁目 | 医療法人厚生会 森脇病院 | 内科、小兒科 | | |
| 川原産婦人科医院 | " " | 川原 良雄 | 産婦人科 | | |
| 脇田 医院 | 中町一三 | 脇田 収吉 | 産婦人科、外科、皮フ科、性病、肛門科 | | |
| 赤沢 " | 西倉町一六 | 赤沢 弘毅 | 内科、小兒科 | | |
| 松浦 " | 角盤町二丁目七〇 | 松浦 雄治 | 内科、小兒科 | | |
| 中尾耳鼻咽喉科 | 富士見町二丁目 | 中尾 徳明 | 耳鼻咽喉科 | | |

| | | | | | |
|----------|----------|-------|-------------------|--|--|
| 広戸 " 医院 | 東倉吉町七五 | 佐藤 昭美 | " | | |
| 木下 医院 | 角盤町二丁目四五 | 木下 正之 | 小兒科、内科 | | |
| 天満 " | 博労町一丁目二四 | 天満 和人 | 産婦人科 | | |
| 岡空診療所 | 糍町一丁目二五 | 岡空 竜 | 内、外、産、耳、皮、性病科 | | |
| 山本 医院 | 明治町五八 | 山本 義雄 | 内科、小兒科 | | |
| 井田産婦人科 | 東町五二 | 井田 了 | 産婦人科 | | |
| 錦織眼科医院 | 東町九九 | 錦織 雄吉 | 眼、内、外科 | | |
| 松浦診療所 | 東町一一一 | 松浦 竜 | 内科、小兒科 | | |
| 林 医院 | 東町一一四 | 林 昇 | 耳鼻咽喉科 | | |
| 生田 " | 東町四 | 生田 孝 | 小兒科、内科 | | |
| 医療法人高島病院 | 西町六 | 高島 義治 | 外、整形、肛門、皮フ泌尿、放射線科 | | |
| 笠木小児科医院 | 中町七六 | 笠木 慶治 | 内科、小兒科 | | |
| 豊田 医院 | 倉吉市塚町一丁目 | 豊田 昭 | 内科 | | |
| 伊藤 " | 広瀬町二、〇二〇 | 伊藤 博 | 内、小兒、外、肛門科 | | |
| 三好 " | 河原町一、八〇九 | 三好 実三 | 内、外、皮フ科 | | |
| 林 " | 瀬崎町二、七四〇 | 林 秀夫 | 外、整形外、内、皮フ科 | | |
| 別所 " | 瀬崎町 | 別所 進 | 産婦人科、小兒科 | | |

| | | | | | |
|----------|----|-----------|----------|-------------------|--|
| 野島 | 療院 | 二、七二四 | 野島祐四郎 | 眼科、外科、耳鼻咽喉科 | |
| 浦谷 | 病院 | 東倉吉町二、二七七 | 浦谷重治 | 内科、小児科 | |
| 松田 | " | 新町三丁目 | 松田伸 | 小児、内、皮フ科 | |
| 田中 | " | 西町 | 田中景彰 | 耳鼻咽喉科、眼科 | |
| 三輪 | " | 東仲町 | 三輪泰 | 内科、皮フ科、性病科 | |
| 合資会社北岡病院 | 〇五 | 明治町一、〇三一 | 合資会社北岡病院 | 外科、整形外科、皮フ泌尿、内科 | |
| 本多 | 医院 | 研屋町二、四八一 | 本多正秋 | 内科、小児科 | |
| 中井 | " | 東町三五四ノ一 | 中井良平 | 内科、小児科 | |
| 牧田 | " | 三五七 | 牧田淳 | 耳鼻咽喉科、内、小児、皮フ、性病科 | |
| 米増 | " | 宮川町二五六 | 米増保 | 外科 | |
| 高見 | " | 宮川町 | 高見薫 | 内、小児、産婦人、性病科 | |
| 中原 | " | 国府三五七 | 中原衛貞 | 内科、産婦人科 | |
| 吉長 | " | 横田四五二ノ二 | 吉長忠義 | 内科、小児科 | |
| 前場 | " | 上福田五、〇二二 | 前場勝彦 | 内科、小児科 | |
| 足立 | " | 上井二一三の二 | 足立作郎 | 産婦人科、内科、外科 | |
| 山元 | " | 四九二 | 山元新太郎 | 外科、内科、皮フ科 | |
| 藪内 | " | 境港市外江町 | 藪内定栄 | 内、外科、産婦人科 | |

| | | | | | |
|-------|----|----------|-------|-------------|--|
| 都田 | " | 渡町 | 都田実 | 内科、小児科、産婦人科 | |
| 南家 | " | " | 南家令四郎 | 内科、小児科 | |
| 中西 | " | 上道町七、二二二 | 中西壮 | 内科 | |
| 中島 | " | 末広町 | 中島富久 | 内科、放射線科 | |
| 中下 | " | 中町一二四 | 中下静夫 | 外科、皮フ、泌尿器科 | |
| 作野 | " | 朝日町 | 作野広 | 産婦人科、外科 | |
| 中浜診療所 | " | 新屋町 | 柏原村子 | 内科、婦人科 | |
| 滝川 | 医院 | 日出町八五 | 滝川一穂 | 内科、小児科 | |
| 都田 | " | 京町八二 | 都田寅三 | 内、外、整形、産婦人科 | |
| 岡田 | " | 日出町三〇 | 南家宏吉 | 産婦人科、内、性病科 | |
| 小酒 | " | 朝日町一〇 | 小酒丈夫 | 耳鼻咽喉科、眼科 | |
| 万田 | " | 相生町 | 万田亜雄 | 内科、小児科 | |
| 稻賀外科 | " | 上道町九二六 | 稻賀幸 | 外科 | |
| 渡部 | 医院 | 相生町六二 | 渡部元 | 小児科、内科 | |
| 足立 | " | 佐斐神一、一六三 | 足立利顕 | " | |
| 井沢 | " | 竹内町六九四ノ一 | 井沢清 | " | |
| 永見 | " | 竹内町三一〇ノ二 | 永見広 | 内、小児科、耳鼻科 | |
| 三宅 | " | 外江町二五三 | 三宅俊一郎 | 内科、小児科 | |

| | | | | | | |
|---------|----------|---------|-------------------|--------|--|--|
| 松井 | 佐陀 | 松井 | 巧 | 内科、小児科 | | |
| 三津野 | 大山町所子 | 三津野郷右エ門 | 産婦人科、内科、小児科 | | | |
| 南条診療所 | 名和町豊成 | 南条 重厚 | " | | | |
| 川上 医院 | 伯仙町岡成 | 川上 綾子 | 肛門科、内、小児科 | | | |
| 厚生館隅田医院 | 岸本町吉長 | 隅田 喜一 | 内科、産婦人科 | | | |
| 池田 | 日野郡溝口町溝口 | 池田 武久 | 内科 | | | |
| 仲田 | 日野町根雨 | 仲田 朗 | 内、外科、産婦人科 | | | |
| 入沢 | 伯南町矢戸 | 入沢 俊夫 | 内、小児科、産婦人科 | | | |
| 松崎 | 日南町阿毘緑 | 松崎 米市 | 内科、小児科 | | | |
| 佐伯 | 江府町江尾 | 佐伯 良人 | " | | | |
| 音田 | 日野町根雨 | 音田 周一 | " | | | |
| 武田 | 溝口町溝口 | 武田 正人 | 産婦人科、内、外科、肛門、放射線科 | | | |
| 脇坂 | 日南町多里 | 脇坂 浦雄 | 内科、小児科 | | | |
| 法橋 | 日野町根雨 | 法橋 亮寿 | 内科 | | | |
| 上村 | 黒坂 | 上村順太郎 | 内、小児、外科 | | | |
| 飛田 | 溝口町溝口 | 飛田 節男 | 内科、小児科 | | | |
| 高宮村診療所 | 日南町印賀 | 松崎 米市 | " | | | |

| | | | | | | |
|--------|-----------|-------|----|--|--|--|
| 林 齒科医院 | 鳥取市湯所町 | 林 寛 | 齒科 | | | |
| 林 | 立川町二丁目 | 林 一弥 | " | | | |
| 横原 | 八頭郡用瀬町用瀬 | 横原 栄 | " | | | |
| 八百谷 | " | 八百谷一洋 | " | | | |
| 御船 | 気高郡青谷町青谷 | 御船 正輝 | " | | | |
| 宮田 | " | 宮田 信次 | " | | | |
| 武内 | 東伯郡羽合町田後 | 武内富喜子 | " | | | |
| 牛尾 | 赤碕町赤碕 | 牛尾 寛 | " | | | |
| 市谷 薬局 | 鳥取市立川町五丁目 | 市谷賀栄子 | 薬局 | | | |
| 米山 | 上魚町四〇ノ一 | 米山英之助 | " | | | |
| 米子 | 米子市茶町 | 吉原多三郎 | " | | | |

鳥取県告示第五百十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をした。

昭和三十五年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 氏名 | 住所 | 登録の記号及び番号 | 登録年月日 |
|--------|-----------|-----------|------------|
| 堀 哲美 | 西伯郡大山町今在家 | 鳥医 八一三 | 昭和三五、一〇、一八 |
| 川西 泰男 | 日野郡日野町根雨 | " 八一四 | " |
| 繩田 昌平 | 鳥取市賀露町二区 | " 八一五 | " |
| 岡田 俊次 | " 寺町一〇四 | " 八一六 | " |
| 山 栞 幸子 | 東伯郡東郷町引地 | 鳥薬 一二四 | " |

鳥取県告示第五百十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十五年十月二十二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十五年十月二十八日

| 申請人の住所氏名 | 鳥取県知事 | 石 | 破 | 二 | 朗 |
|------------------|-------|---|---|---|---|
| 鳥取市片原二丁目一〇九 | 田 | 中 | 宣 | 二 | |
| 立川五丁目九八番一二 | | | | | |
| " 九八番一三 | | | | | |
| " 卯垣字下稗免一八二番三の一部 | | | | | |
| " 一八二番四 | | | | | |
| " 一八二番五の一部 | | | | | |

鳥取県告示第五百二十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ひな白痢の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十五年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

三 道路の幅員及び延長 " " 一八二番六
幅員四メートル延長一九四、六メートル

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及び同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法 ひな白痢急速診断法

| 実施期日 | 実施の区域 | 実施場所 |
|---------|----------|---------|
| 十一月 十一日 | 八頭郡河原町水根 | 前田種鶏場 |
| " " | 釜口 | 前田十治 |
| " " | 郡家町米岡 | 山本 |
| " 十四日 | 八東町日田 | 横野 |
| " 十六日 | 智頭町穂見 | 谷口 |
| " 十七日 | 河原町高福 | 川口 |
| " " | 徳吉 | 片山 |
| " " | 今在家 | 山尾 |
| " 十八日 | 片山 | 横川 |
| " 十九日 | 小畑 | 谷口、上原 |
| " " | 山手 | 蓮仏虎、蓮仏嘉 |

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年三月鳥取県規則第九号）第二条に定める受験申請書に五百円の収入証紙をはりつけ次の書類を添えて、昭和三十五年十月二十二日までに所轄保健所長に提出すること。

- 1 履歴書
- 2 戸籍抄本
- 3 写真（申請前六カ月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺型で台紙にはりつけてないもの）二枚
- 4 精神病又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、おし、つんば、盲、又は色盲の者でないことを証する医師の証明書

別記

- 一 黄りん、硫化りん及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 二 シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、ベルリン青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

く。

三 水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、朱甘こう、黄色ヨードこう、オレイン酸水銀、白降こう、雷こう及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

- 四 ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 五 ひ素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 六 モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 七 テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 八 ヘキサエチルテトラホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 九 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 十 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及

- びこれを含有する製剤
- 十一 エチルパラニトロフェニルチオベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤
 - 十二 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤
 - 十三 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
 - 十四 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤
 - 十五 亜鉛塩類。ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。
 - 十六 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム五パーセン以下を含有するものを除く。
 - 十七 クロルピクリン及びこれを含有する製剤
 - 十八 けいふフ化水素酸塩類
 - 十九 銅塩類。ただし、雷銅を除く。
 - 二十 二硫化炭素及びこれを含有する製剤
 - 二十一 バリウム化合物。ただし、硫酸バリウムを除く。

- 二十二 ホルムアルデヒド含有物。ただし、ホルムアルデヒド一パーセント以下を含有するものを除く。
- 二十三 ロテノン及びこれを含有する生薬（デリス根、魚藤根の類）並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ロテノン二パーセント以下を含有するものを除く。
- 二十四 硫酸及びその含有物。ただし、硫酸一〇パーセント以下を含有するものを除く。
- 二十五 ブロムメチル
- 二十六 ニー四ージニトロロー六ーシクロヘキシルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、二ー四ージニトロロー六ーシクロヘキシルフェノール一五パーセント以下を含有するものを除く。
- 二十七 ペンタクロルフェノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフェノールとして五パーセント以下を含有するものを除く。
- 二十八 ニーイソプロピルー四ーメチルピリミジルー六

